

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで マイナンバーが必要になります

- ① マイナンバーを取得する際は、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行う必要があります。
- ① 本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

障がい福祉関係でマイナンバーが必要な手続き一覧

利用事務	申請書の種類
精神障害者保健福祉手帳	交付申請・変更届・再交付申請
自立支援医療費 (精神通院医療・更生医療・育成医療)	支給認定申請・受給者証等記載事項変更届・再交付申請
身体障害者手帳	手帳交付・再交付申請・居住地等変更届・手帳返還届
障がい福祉サービスの申請	給付費支給申請・給付費支給変更申請 申請内容変更届・受給者証再交付申請 高額障害者福祉サービス等給付費支給申請 計画相談支援給付費申請
児童通所サービスの申請	給付費支給申請・給付費支給変更申請 申請内容変更届・受給者証再交付申請 高額児童(通所・入所)給付費支給申請 児童相談支援給付費申請
補装具	補装具費(購入・修理)支給申請

～申請時、確認に必要なもの～

【本人】が申請する場合

身元確認書類 以下の①または②

- ①官公署から発行された顔写真入りの書類（個人番号カード、免許証、旅券、障害者手帳等）1つ
- ②上記以外の書類（健康保険証、年金手帳等）を2つ以上

マイナンバーが確認できる書類

- 個人番号カード、個人番号通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し又は、住民票記載事項証明書

【代理人】が申請する場合

代理権の確認

- 委任状など ※委任状様式は裏面にあります
- 申請者本人の健康保険証等官公署又は個人番号利用事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類
- 法定代理人が成年後見人等の場合は、登記事項証明書

代理人の身元確認書類 以下の①または②

- ①官公署から発行された顔写真入りの書類（個人番号カード、免許証、旅券、障害者手帳等）1つ
- ②上記以外の書類（健康保険証、年金手帳等）を2つ以上

申請者本人のマイナンバーが確認できる書類

- 個人番号カード、個人番号通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し又は、住民票記載事項証明書

委任状

令和 年 月 日

委任者(申請者)

住所：

氏名：

印

私は、次の事項に関する手続きについて、下記の者を代理人と定め委任します。

該当の□及び()内に○をしてください。

- 精神障害者保健福祉手帳(交付申請 ・ 変更届 ・ 再交付申請)に関すること
- 自立支援医療費(支給認定申請 ・ 受給者証等記載事項変更届 ・ 再交付申請)に関すること
(精神通院医療 ・ 更生 ・ 育成)
- 身体障害者(手帳交付申請 ・ 居住地等変更届 ・ 手帳再交付申請 ・ 手帳返還届)に関すること
- 障がい福祉サービスの申請に関すること
(給付費支給申請 ・ 給付費支給変更申請 ・ 申請内容変更届 ・ 受給者証再交付申請
高額障害者福祉サービス等給付費支給申請 ・ 計画相談支援給付費申請)
- 児童通所サービスの申請に関すること
(給付費支給申請 ・ 給付費支給変更申請 ・ 申請内容変更届 ・ 受給者証再交付申請
高額児童(通所・入所)給付費支給申請 ・ 児童相談支援給付費申請)
- 補装具費(購入・修理)支給申請に関すること
- その他 (

記

受任者(代理人)

住所：

氏名：

※受任者(代理人)は、身元確認書類として以下の①または②を提示すること。

- ① 官公署から発行された顔写真入りの書類(個人番号カード、運転免許証等) 1つ
② 上記以外の書類 (健康保険証、年金手帳等)を2つ以上

市役所処理欄

- 代理権授与が困難なため、従来どおりの申請として受付け、職員が番号を記入。
(理由:)

本人来庁

	確認方法	確認日	印
身元 確認	個人番号カード ・ 免許証 ・ 旅券		
	その他()・職員()		
番号 確認	個人番号カード・ 通知カード		
	住基 ・ その他()		

代理人来庁

	確認方法	確認日	印
代理権 確認	戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 登記事項証明書		
	その他()		
代理人 確認	個人番号カード ・ 免許証		
	その他()・職員()		
番号 確認	個人番号カード・ 通知カード		
	住基 ・ その他()		